

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 2
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 3
- 徴収事務の委託【港湾空港局港営部港営課】 4
- 収納事務の委託【総務局総務部総務課】 5
- 出納員及び区出納員の事務の委任【会計室】 6
- 徴収事務及び収納事務の委託【総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課】 28

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局中央卸売市場】 29
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 32

◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 35
- 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 37

北九州市告示第 2 1 2 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項第 5 号に該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 4 年 4 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和 4 年 5 月 2 0 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで	1 0 時から 1 2 時まで 1 3 時から 1 6 時まで	門司区内の特定計量器の所在の場所
令和 4 年 6 月 1 6 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで	1 0 時から 1 2 時まで 1 3 時から 1 6 時まで	小倉北区内の特定計量器の所在の場所
令和 4 年 9 月 1 日から令 和 5 年 3 月 3 1 日まで	1 0 時から 1 2 時まで 1 3 時から 1 6 時まで	小倉南区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 4 年 1 2 月 2 9 日から令和 5 年 1 月 3 日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市告示第 2 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 4 年 4 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
ラ・ヴェール葉山町内会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	山本邦子	北九州市小倉南区葉山町三丁目 2 2 番 1 2 号
変更後	堀口祐二	北九州市小倉南区葉山町三丁目 6 番 1 9 号

- 3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区葉山町三丁目 2 2 番 1 2 号
変更後	北九州市小倉南区葉山町三丁目 6 番 1 9 号

- 4 変更年月日
令和 4 年 4 月 3 日

北九州市告示第 2 1 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市が管理する港湾施設のうち係留施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州埠頭株式会社	北九州市門司区本町 2 番 1 0 号	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 1 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市平和のまちミュージアムにおける陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目 1 番 5 4 号高浜ビル 2 F	令和 4 年 4 月 1 9 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる箇所に設置された出納員又は区出納員をして同表の中欄に掲げる箇所に設置された分任出納員又は区分任出納員にそれぞれ任命された日をもって同表の右欄に掲げる事務を委任させた。

出納員及び区出納員の事務の委任（令和3年北九州市告示第148号）及び区出納員の事務の委任（令和3年北九州市告示第350号）は、廃止する。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 本庁

会計室	出納係	出納員の命を受けて、会計室において取り扱う市税及び税外収入の収納
総務局総務部総務課	管理第一係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う公用車被害事故に係る損害賠償金の収納
財政局財務部財産活用推進課	指導調整係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う財産区の財産収入及び滞納処分に伴う収入の収納
財政局財務部財産活用推進課	活用推進係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う財産収入並びに市有財産の売却処分等に伴う入札保証金及び契約保証金の収納
財政局財務部財産活用推進課	管財係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う財産収入及び滞納処分に伴う収入の収納
市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心都市整備課	都市啓発係	出納員の命を受けて、北九州市内において取り扱う北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成6年北九州市条例第11号）、北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例（平成20年北九州市条例第11号）、北九州市落書きの防止に関する条例（平成20年北九州市条例第12号）及び北九州市動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年北九州市条例第13号）に基づく過料の収納
市民文化スポーツ	庶務係	出納員の命を受けて、文学館にお

局文学館事務局		いて取り扱う行事参加料等及び複写機等の利用料の収納
市民文化スポーツ局文学館事務局	企画係	出納員の命を受けて、文学館において取り扱う行事参加料等及び複写機等の利用料の収納
市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局	庶務係	出納員の命を受けて、漫画ミュージアムにおいて取り扱う行事参加料等の収納
市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局	企画係	出納員の命を受けて、漫画ミュージアムにおいて取り扱う行事参加料等の収納
保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課	管理係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料、手数料等の収納
保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課	障害者福祉係	出納員の命を受けて、障害福祉センターにおいて取り扱う講習会参加者負担金の収納
保健福祉局技術支援部認知症支援・介護予防センター	情報・調整係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う負担金の収納
保健福祉局技術支援部認知症支援・介護予防センター	地域活動推進係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う負担金の収納
保健福祉局健康医療部地域医療課	地域医療係	出納員の命を受けて、藍島診療所及び馬島診療所において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター	夜間・休日急患センター	出納員の命を受けて、夜間・休日急患センターにおいて取り扱う使用料、手数料等の収納
保健福祉局保健衛生部保健衛生課	東部斎場	出納員の命を受けて、東部斎場において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉局保健衛生部動物愛護センター	動物愛護センター	出納員の命を受けて、動物愛護センターにおいて取り扱う畜犬手数料等の収納
保健福祉局保健所医務薬務課	医務係	出納員の命を受けて、医務薬務課、保健予防課及び東部生活衛生課において取り扱う手数料等の収納
保健福祉局保健所東部生活衛生課	環境衛生係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健所東部生活衛生課	食品衛生第一係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健所東部生活衛生課	食品衛生第二係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納

子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	家庭支援係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う母子・父子・寡婦福祉資金償還金の収納
子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	母子保健係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う講習会参加料等の収納
環境局循環社会推進部業務課	業務第一係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
産業経済局農林水産部水産課	漁政係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う漁業集落排水事業の貸付金及び分担金の未収金、漁港施設使用料並びに市有財産の売却処分等に伴う入札保証金及び契約保証金の収納
建設局総務用地部総務課	事業調整係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う書籍販売代金の収納
建設局公園緑地部公園管理課	経営係	出納員の命を受けて、到津の森公園において取り扱う寄付金の収納
建築都市局都市再生推進部事業推進課	管理係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う清算金、督促手数料、延滞金及び財産の差押えに伴う歳計外現金の収納
建築都市局住宅部住宅管理課	訴訟係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市営住宅使用料、退去時の損害賠償金、市営住宅駐車場使用料、市営住宅退去跡実費修繕費、住宅新築資金等償還金及び目的外使用料の収納
教育委員会事務局学校支援部学事課	就学係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う奨学資金の貸付に伴う返還金の収納

2 門司区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	老松市民センター	区出納員の命を受けて、老松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	清見市民センター	区出納員の命を受けて、清見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	小森江東市民センター	区出納員の命を受けて、小森江東市民センターにおいて取り扱う複

		写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	小森江西市民センター	区出納員の命を受けて、小森江西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	白野江市民センター	区出納員の命を受けて、白野江市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大里東市民センター	区出納員の命を受けて、大里東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大里南市民センター	区出納員の命を受けて、大里南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大里柳市民センター	区出納員の命を受けて、大里柳市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	田野浦市民センター	区出納員の命を受けて、田野浦市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東郷市民センター	区出納員の命を受けて、東郷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	錦町市民センター	区出納員の命を受けて、錦町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西門司市民センター	区出納員の命を受けて、西門司市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	萩ヶ丘市民センター	区出納員の命を受けて、萩ヶ丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	藤松市民センター	区出納員の命を受けて、藤松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	松ヶ江北市民センター	区出納員の命を受けて、松ヶ江北市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	松ヶ江南市民センター	区出納員の命を受けて、松ヶ江南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	丸山市民センター	区出納員の命を受けて、丸山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課に

		において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料並びに使用料及び手数料の収納
保健福祉課	新門司保育所	区出納員の命を受けて、新門司保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	吉野保育所	区出納員の命を受けて、吉野保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
松ヶ江出張所	松ヶ江出張所	区出納員の命を受けて、松ヶ江出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
大里出張所	大里出張所	区出納員の命を受けて、大里出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
東部市税事務所門司税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
新門司地域交流センター	新門司地域交流センター	区出納員の命を受けて、新門司地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
新門司環境センター	庶務係	区出納員の命を受けて、新門司環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
港湾空港局港営部港営課	海務・情報係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
港湾空港局港営部港営課	門司業務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
港湾空港局港営部港営課	小倉業務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の

		収納
港湾空港局港営部 港営課	洞海業務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
門司消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、門司消防署において取り扱う消防手数料等の収納

3 小倉北区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
総務企画課	選挙統計係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う税外収入の収納
コミュニティ支援課	コミュニティ支援係	区出納員の命を受けて、市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	足原市民センター	区出納員の命を受けて、足原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	足立市民センター	区出納員の命を受けて、足立市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	泉台市民センター	区出納員の命を受けて、泉台市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	到津市民センター	区出納員の命を受けて、到津市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	井堀市民センター	区出納員の命を受けて、井堀市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	今町市民センター	区出納員の命を受けて、今町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	北小倉市民センター	区出納員の命を受けて、北小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	貴船市民センター	区出納員の命を受けて、貴船市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	清水市民センター	区出納員の命を受けて、清水市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	霧丘市民セン	区出納員の命を受けて、霧丘市民

課	ター	センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	小倉中央市民センター	区出納員の命を受けて、小倉中央市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	桜丘市民センター	区出納員の命を受けて、桜丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	三郎丸市民センター	区出納員の命を受けて、三郎丸市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	寿山市民センター	区出納員の命を受けて、寿山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	富野市民センター	区出納員の命を受けて、富野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中井市民センター	区出納員の命を受けて、中井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中島市民センター	区出納員の命を受けて、中島市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西小倉市民センター	区出納員の命を受けて、西小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	日明市民センター	区出納員の命を受けて、日明市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	南丘市民センター	区出納員の命を受けて、南丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	南小倉市民センター	区出納員の命を受けて、南小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	足立青少年の家	区出納員の命を受けて、足立青少年の家において取り扱う使用料の収納
市民課	小倉行政サービスコーナー	区出納員の命を受けて、小倉行政サービスコーナーにおいて取り扱う手数料の収納
国保年金課	資格給付係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う後期高齢者医療保険料の収納

国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料の収納
保健福祉課	地域保健第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	今町保育所	区出納員の命を受けて、今町保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	下富野保育所	区出納員の命を受けて、下富野保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	白銀保育所	区出納員の命を受けて、白銀保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	東篠崎保育所	区出納員の命を受けて、東篠崎保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護第一課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
東部市税事務所市民税課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う原動機付自転車等標識弁償金の収納
東部市税事務所納税課	納税第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
東部市税事務所納税課	納税第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
東部市税事務所納税課	納税第三係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
東部市税事務所納税課	特別滞納調査係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
財政局債権管理室 東部料金納付課	納付第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険

		料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納
財政局債権管理室 東部料金納付課	納付第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納
財政局債権管理室 東部料金納付課	納付第三係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納
下富野地域交流センター	下富野地域交流センター	区出納員の命を受けて、下富野地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
貴船地域交流センター	貴船地域交流センター	区出納員の命を受けて、貴船地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
山田地域交流センター	山田地域交流センター	区出納員の命を受けて、山田地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
食肉センター	管理係	区出納員の命を受けて、食肉センターにおいて取り扱う使用料及び手数料の収納
日明環境センター	生活環境係	区出納員の命を受けて、日明環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
小倉北消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、小倉北消防署において取り扱う消防手数料等の収納
生涯学習総合センター	庶務係	区出納員の命を受けて、生涯学習総合センターにおいて取り扱う受講料及び複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	門司生涯学習センター	区出納員の命を受けて、門司生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	門司生涯学習センター大里分館	区出納員の命を受けて、門司生涯学習センター大里分館において取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	小倉南生涯学習センター	区出納員の命を受けて、小倉南生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合セン	小倉南生涯学	区出納員の命を受けて、小倉南生

ター	習センター北方分館	涯学習センター北方分館において取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	八幡東生涯学習センター	区出納員の命を受けて、八幡東生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	八幡東生涯学習センター尾倉分館	区出納員の命を受けて、八幡東生涯学習センター尾倉分館において取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター	戸畑生涯学習センター	区出納員の命を受けて、戸畑生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納

4 小倉南区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
総務企画課	選挙統計係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	長行市民センター	区出納員の命を受けて、長行市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	企救丘市民センター	区出納員の命を受けて、企救丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	北方市民センター	区出納員の命を受けて、北方市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	朽網市民センター	区出納員の命を受けて、朽網市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	葛原市民センター	区出納員の命を受けて、葛原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	広徳市民センター	区出納員の命を受けて、広徳市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	志井市民センター	区出納員の命を受けて、志井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	城野市民センター	区出納員の命を受けて、城野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	曾根市民センター	区出納員の命を受けて、曾根市民センターにおいて取り扱う複写機

		等の利用料の収納
コミュニティ支援課	曾根東市民センター	区出納員の命を受けて、曾根東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高蔵市民センター	区出納員の命を受けて、高蔵市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	田原市民センター	区出納員の命を受けて、田原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	徳力市民センター	区出納員の命を受けて、徳力市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	長尾市民センター	区出納員の命を受けて、長尾市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	貫市民センター	区出納員の命を受けて、貫市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	沼市民センター	区出納員の命を受けて、沼市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東朽網市民センター	区出納員の命を受けて、東朽網市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東谷市民センター	区出納員の命を受けて、東谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	守恒市民センター	区出納員の命を受けて、守恒市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	湯川市民センター	区出納員の命を受けて、湯川市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	横代市民センター	区出納員の命を受けて、横代市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	吉田市民センター	区出納員の命を受けて、吉田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	両谷市民センター	区出納員の命を受けて、両谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	若園市民セン	区出納員の命を受けて、若園市民

課	ター	センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	資格給付係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う後期高齢者医療保険料の収納
国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料の収納
保健福祉課	地域保健第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	徳力保育所	区出納員の命を受けて、徳力保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	徳吉保育所	区出納員の命を受けて、徳吉保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	蜷田保育所	区出納員の命を受けて、蜷田保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	貫保育所	区出納員の命を受けて、貫保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
曾根出張所	曾根出張所	区出納員の命を受けて、曾根出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
両谷出張所	両谷出張所	区出納員の命を受けて、両谷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
東谷出張所	東谷出張所	区出納員の命を受けて、東谷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
東部市税事務所小倉南税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
北方地域交流セン	北方地域交流	区出納員の命を受けて、北方地域

ター	センター	交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
徳力地域交流センター	徳力地域交流センター	区出納員の命を受けて、徳力地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
蜷田地域交流センター	蜷田地域交流センター	区出納員の命を受けて、蜷田地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
総合農事センター	園芸係	区出納員の命を受けて、総合農事センターにおいて取り扱う生産物販売代金及び使用料の収納
小倉南消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、小倉南消防署において取り扱う消防手数料等の収納

5 若松区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	青葉市民センター	区出納員の命を受けて、青葉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	赤崎市民センター	区出納員の命を受けて、赤崎市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	島郷市民センター	区出納員の命を受けて、島郷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	修多羅市民センター	区出納員の命を受けて、修多羅市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高須市民センター	区出納員の命を受けて、高須市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	ひびきの市民センター	区出納員の命を受けて、ひびきの市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	深町市民センター	区出納員の命を受けて、深町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	藤ノ木市民センター	区出納員の命を受けて、藤ノ木市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	二島市民センター	区出納員の命を受けて、二島市民センターにおいて取り扱う複写機

		等の利用料の収納
コミュニティ支援課	古前市民センター	区出納員の命を受けて、古前市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	若松中央市民センター	区出納員の命を受けて、若松中央市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	若松コスモス保育所	区出納員の命を受けて、若松コスモス保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
島郷出張所	島郷出張所	区出納員の命を受けて、島郷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所若松税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納

6 八幡東区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	祝町市民センター	区出納員の命を受けて、祝町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	枝光市民センター	区出納員の命を受けて、枝光市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	枝光北市民センター	区出納員の命を受けて、枝光北市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	枝光南市民センター	区出納員の命を受けて、枝光南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大蔵市民センター	区出納員の命を受けて、大蔵市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	尾倉市民センター	区出納員の命を受けて、尾倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高槻市民センター	区出納員の命を受けて、高槻市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高見市民センター	区出納員の命を受けて、高見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	槻田市民センター	区出納員の命を受けて、槻田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	平野市民センター	区出納員の命を受けて、平野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	前田市民センター	区出納員の命を受けて、前田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八幡大谷市民センター	区出納員の命を受けて、八幡大谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	堂山保育所	区出納員の命を受けて、堂山保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納

西部市税事務所八幡東税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
自然史・歴史博物館普及課	教育普及係	区出納員の命を受けて、自然史・歴史博物館において取り扱う行事参加料等の収納
児童文化科学館	児童文化科学館	区出納員の命を受けて、児童文化科学館において取り扱う入場料、使用料等の収納
児童文化科学館	こども文化会館	区出納員の命を受けて、こども文化会館において取り扱う使用料等の収納

7 八幡西区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	青山市民センター	区出納員の命を受けて、青山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	赤坂市民センター	区出納員の命を受けて、赤坂市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	浅川市民センター	区出納員の命を受けて、浅川市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	穴生市民センター	区出納員の命を受けて、穴生市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	池田市民センター	区出納員の命を受けて、池田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	医生丘市民センター	区出納員の命を受けて、医生丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	永犬丸市民センター	区出納員の命を受けて、永犬丸市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	永犬丸西市民センター	区出納員の命を受けて、永犬丸西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大原市民センター	区出納員の命を受けて、大原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	折尾西市民センター	区出納員の命を受けて、折尾西市

課	ンター	民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	折尾東市民センター	区出納員の命を受けて、折尾東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	香月市民センター	区出納員の命を受けて、香月市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	楠橋市民センター	区出納員の命を受けて、楠橋市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	熊西市民センター	区出納員の命を受けて、熊西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	黒畑市民センター	区出納員の命を受けて、黒畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	黒崎市民センター	区出納員の命を受けて、黒崎市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	上津役市民センター	区出納員の命を受けて、上津役市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	木屋瀬市民センター	区出納員の命を受けて、木屋瀬市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	陣原市民センター	区出納員の命を受けて、陣原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	陣山市民センター	区出納員の命を受けて、陣山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	竹末市民センター	区出納員の命を受けて、竹末市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	千代市民センター	区出納員の命を受けて、千代市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	筒井市民センター	区出納員の命を受けて、筒井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	塔野市民センター	区出納員の命を受けて、塔野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	中尾市民センター	区出納員の命を受けて、中尾市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	鳴水市民センター	区出納員の命を受けて、鳴水市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	則松市民センター	区出納員の命を受けて、則松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	引野市民センター	区出納員の命を受けて、引野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	星ヶ丘市民センター	区出納員の命を受けて、星ヶ丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	本城市民センター	区出納員の命を受けて、本城市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	光貞市民センター	区出納員の命を受けて、光貞市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八児市民センター	区出納員の命を受けて、八児市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八枝市民センター	区出納員の命を受けて、八枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	畑キャンプセンター	区出納員の命を受けて、畑キャンプセンターにおいて取り扱う使用料の収納
市民課	黒崎行政サービスコーナー	区出納員の命を受けて、黒崎行政サービスコーナーにおいて取り扱う手数料の収納
国保年金課	資格給付係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う後期高齢者医療保険料の収納
国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納

保健福祉課	折尾保育所	区出納員の命を受けて、折尾保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	黒崎保育所	区出納員の命を受けて、黒崎保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護第一課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
折尾出張所	折尾出張所	区出納員の命を受けて、折尾出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
上津役出張所	上津役出張所	区出納員の命を受けて、上津役出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
八幡南出張所	八幡南出張所	区出納員の命を受けて、八幡南出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所市民税課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う原動機付自転車等標識弁償金の収納
西部市税事務所納税課	納税第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
西部市税事務所納税課	納税第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
西部市税事務所納税課	納税第三係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
西部市税事務所納税課	特別滞納調査係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
市民文化スポーツ局市民活動推進課	市民活動推進係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う印刷機等貸付料の収納
第2夜間・休日急患センター	第2夜間・休日急患センター	区出納員の命を受けて、第2夜間・休日急患センターにおいて取り扱う使用料、手数料等の収納
楠橋地域交流センター	楠橋地域交流センター	区出納員の命を受けて、楠橋地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
木屋瀬地域交流センター	木屋瀬地域交流センター	区出納員の命を受けて、木屋瀬地域交流センターにおいて取り扱う

		使用料及び複写機等の利用料の収納
保健福祉局保健所西部生活衛生課	環境衛生係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健所西部生活衛生課	食品衛生第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健所西部生活衛生課	食品衛生第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
皇后崎環境センター	地域環境第一係	区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
皇后崎環境センター	地域環境第二係	区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
建築都市局折尾総合整備事務所整備課	区画整理事業係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
八幡西消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、八幡西消防署において取り扱う消防手数料等の収納
八幡西生涯学習総合センター	運営係	区出納員の命を受けて、八幡西生涯学習総合センターにおいて取り扱う受講料及び複写料等の雑入の収納
八幡西生涯学習総合センター	八幡西生涯学習総合センター折尾分館	区出納員の命を受けて、八幡西生涯学習総合センター折尾分館において取り扱う複写料等の雑入の収納
財政局債権管理室西部料金納付課	納付第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納
財政局債権管理室西部料金納付課	納付第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納

8 戸畑区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	浅生市民センター	区出納員の命を受けて、浅生市民センターにおいて取り扱う複写機

		等の利用料の収納
コミュニティ支援課	一枝市民センター	区出納員の命を受けて、一枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大谷市民センター	区出納員の命を受けて、大谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	鞆ヶ谷市民センター	区出納員の命を受けて、鞆ヶ谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	沢見市民センター	区出納員の命を受けて、沢見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	三六市民センター	区出納員の命を受けて、三六市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	天籟寺市民センター	区出納員の命を受けて、天籟寺市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中原市民センター	区出納員の命を受けて、中原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西戸畑市民センター	区出納員の命を受けて、西戸畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東戸畑市民センター	区出納員の命を受けて、東戸畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	牧山市民センター	区出納員の命を受けて、牧山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	牧山東市民センター	区出納員の命を受けて、牧山東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保健福祉課	高齢者・障害	区出納員の命を受けて、当該課に

	者相談係	において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	西戸畑保育所	区出納員の命を受けて、西戸畑保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
消費生活センター	計量検査所	区出納員の命を受けて、計量検査所において取り扱う手数料の収納
西部市税事務所戸畑税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
夜宮青少年センター	夜宮青少年センター	区出納員の命を受けて、夜宮青少年センターにおいて取り扱う使用料の収納
子ども総合センター	庶務係	区出納員の命を受けて、子ども総合センターにおいて取り扱う措置負担金の収納
渡船事業所	渡船事業所	区出納員の命を受けて、渡船事業所において取り扱う手数料等の収納
戸畑消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、戸畑消防署において取り扱う消防手数料等の収納
戸畑高等専修学校	戸畑高等専修学校	区出納員の命を受けて、戸畑高等専修学校において取り扱う入学料、授業料及び手数料の収納
北九州市立高等学校	北九州市立高等学校	区出納員の命を受けて、北九州市立高等学校において取り扱う入学料、授業料及び手数料の収納

北九州市告示第 2 1 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立男女共同参画センターにおける使用料及び物品貸付料の徴収事務並びに物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	北九州市小倉北区大手町 1 1 番 4 号	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第238号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量
北九州市中央卸売市場電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年9月1日から令和5年8月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9
北九州市中央卸売市場
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項等を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9
北九州市産業経済局中央卸売市場

イ 日時 この公告の日から令和4年5月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年5月31日の午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年5月31日の午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(5) 入札及び開札の場所及び日時等

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 日時 令和4年6月22日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年6月21日午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局中央卸売市場

〒803-0801 北九州市小倉北区西港町94番地の9

電話 093-583-2025

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Electric power supply to Central Wholesale Market

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., June 22, 2022

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., June 21, 2022

(4) For further information, Please Contact:

Central Wholesale Market, Industry and Economics Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市公告第240号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 本人確認書類券面プリントシステム 7台
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和4年6月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
 - イ 期間 この公告の日から令和4年4月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年4月28日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 入札書の受領期限 第1号アの場所に、令和4年4月28日午後5時までに提出のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

イ 日時 令和4年4月28日午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とするができる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規程による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場

合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2107

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月19日

北九州市教育委員会
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第8号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和43年北九州市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部企画調整課企画調整係の項第13号中「社会教育（」の次に「科学館及び」を加え、同項に次の1号を加える。

（14） 科学館に係る子ども家庭局との連絡調整に関すること。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月28日から施行する。
（北九州市教育委員会公印規則の一部改正）
- 2 北九州市教育委員会公印規則（昭和49年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

北九州市 立自然史 ・歴史博 物館長印	れい書	方24	20	自然史・歴史 博物館長の権 限に属する公 文書用	市民文化スポ ーツ局自然史 ・歴史博物館 普及課
------------------------------	-----	-----	----	-----------------------------------	-----------------------------------

を

」

「

北九州市 立自然史 ・歴史博 物館長印	れい書	方24	20	自然史・歴史 博物館長の権 限に属する公 文書用	市民文化スポ ーツ局自然史 ・歴史博物館 普及課
北九州市 科学館印	れい書	方24	21	科学館に係る 公文書用	子ども家庭局 科学館管理課
北九州市 科学館長	れい書	方24	22	科学館長の権 限に属する公	子ども家庭局 科学館管理課

に、

印				文書用	
---	--	--	--	-----	--

2 1	を	2 3	に
2 2		2 4	
2 3		2 5	
2 4		2 6	

改める。

別表第2中ひな型24をひな型26とし、ひな型21からひな型23までを2ずつ繰り下げ、ひな型20の次に次のように加える。

2 1

北	九	州
市	科	学
館		印

2 2

北	九	州
市	科	学
館	長	印

(北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部改正)

- 3 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則(平成元年北九州市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「視聴覚センター」の次に「、科学館」を加え、同条第10号中「指導に関する事」の次に「、科学館に係る子ども家庭局との連絡調整に関する事」を加える。

第4条第4号中「青少年の家」を「科学館、青少年の家」に、「及び運営」を「、運営及び連絡調整」に改める。

北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和4年4月19日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自然史・歴史博物館長」の次に「、科学館長」を加え、「及び子育て支援部長」を「、子育て支援部長及び科学館副館長」に、「児童文化科学館長、青少年センター所長」を「夜宮青少年センター所長、管理課長」に改める。

別表の青少年の家及び児童文化施設の管理及び運営（それぞれ重要なものを除く。）に関する事務（区長等が行う事務を除く。）の項中「及び児童文化施設」及び「それぞれ」を削り、

「

〔児童文化科学館長〕

児童文化科学館に係る定例的なもの

〔青少年課長〕

少年自然の家に係る定例的なもの

〔青少年センター所長〕

青少年センターに係る定例的なもの

を

」

「

〔夜宮青少年センター所長〕

夜宮青少年センターに係る定例的なもの

に

」

改め、同表の青少年の家及び児童文化施設の臨時閉所に関する事務の項及び青少年の家及び児童文化施設の臨時開所に関する事務の項中「及び児童文化施設

」を削り、同表の青少年の家及び児童文化施設の使用承認に関する事務の項中「及び児童文化施設」を削り、

「

〔児童文化科学館長〕 児童文化科学館に係るもの 〔青少年課長〕 少年自然の家に係るもの 〔青少年センター所長〕 青少年センターに係るもの	児童文化科学館長は、こども文化会館についても専決する。
---	-----------------------------

を

」

「

〔夜宮青少年センター所長〕 夜宮青少年センターに係るもの	
---------------------------------	--

に

」

改め、同表中

「

青少年の家及び児童文化施設に特別の設備をし、又は造作を加えることの承認に関する事務												〔児童文化科学館長〕 児童文化科学館に係るもの 〔青少年課長〕 少年自然の家に係るもの 〔青少年センター所長〕 青少年センターに係るもの	児童文化科学館長は、こども文化会館についても専決する。	を
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------------------------	---

」

「

青少年の家に特別の設備をし、又は造作を加												〔夜宮青少年センター所長〕 夜宮青少年センターに係るもの	
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------	--

」

えることの承認に関する事務						
科学館及び児童文化施設の管理及び運営（それぞれ重要なものを除く。）に関する事務		〔子ども家庭局長〕	〔科学館副館長〕 軽易なもの	〔管理課長〕 定例的なもの		総務企画課長に合議すること（定例的なものを除く。）。
科学館及び児童文化施設の臨時閉所に関する事務		〔子ども家庭局長〕				総務企画課長に合議すること。
科学館及び児童文化施設の臨時開所に関する事務			〔科学館副館長〕			総務企画課長に合議すること。
科学館及び児童文化施設の使用承認に関する事務				〔管理課長〕		
科学館及び児童文化施設に特別の設備をし、又は造作を加えること				〔管理課長〕		

に

の承認に関する事務							
科学館の特別展の企画及び開催に関する事務		〔科学館長〕					

」

改め、同表の注書第1項第1号中「及び自然史・歴史博物館長」を「、自然史・歴史博物館長及び科学館長」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月28日から施行する。